

和歌山広域協組事件、無罪判決が確定 さあ、反撃を開始しよう！

次 第

司 会 勝島一博（平和フォーラム共同代表/支援する会事務局長）

主催者挨拶 内田雅敏（弁護士・関西生コンを支援する会共同代表）

経過報告 小谷野毅（全日建書記長）

判決報告① 大阪高裁・和歌山広域協組事件控訴審判決
久堀 文（弁護士/関西生コン弁護団）

判決報告② 大津地裁・コンプライアンス事件判決
永嶋靖久（弁護士/関西生コン弁護団）

国賠報告 海渡雄一（弁護士/国賠訴訟弁護団）

決意表明 湯川裕司（全日建関西地区生コン支部委員長）

連帯発言

閉 会 菊池 進（全日建委員長）

2023年3月23日（木）18：30～20：00
於・連合会館 大会議室

関西生コンを支援する会

和歌山事広域協事件報告
～大阪高裁による逆転無罪判決～
【検察は上告を断念し、無罪確定！！！】

2023年3月23日

弁護士 久 堀 文

1 事業の概要

2017年8月18日、大阪市内の全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、「関生支部」という。）事務所周辺に、男2名が黒色BMWで徘徊し、事務所周辺をビデオ撮影（本件調査）。その日の警察の聴取により男らは和歌山県内の暴力団関係者であると判明した。

従前、和歌山県においては関生支部と生コン事業者の協同組合とが友好関係を保ち、生コンの適正価格を実現するなどしていたところ、これに不満であったM氏が独自に和歌山県広域生コンクリート協同組合（以下、「広域協」という。）を立ち上げ、関生支部と敵対するに至っていた。関生支部の武谷新吾書記次長は本件調査がM氏の指示によるものであるとの強い疑いをもったことからM氏と連絡をとり、面談する約束をとりつけた。

面談当日の同年8月22日、組合員らは広域協の事務所に赴き、事務所内に入った3名（武谷さん、大原さん、松村さん）とK組合員とがM氏に対し本件調査がM氏の指示によるものかどうかの確認と謝罪を求めた。面談は午後1時頃から午後5時30分頃までの4時間30分に及んだ。その間、「とりあえず謝れ、こら」「ヤクザ介入したこと謝罪せえや」「お前この地域で仕事がでけへんようにさしたるさかいな」などの言動もあった。

検察官は、K組合員と3名が、組合員らと共にM氏に対し、広域協

の事務所前及び事務所内で怒号したり、事務所周辺でM氏を誹謗中傷する街宣活動を行ったりして、元暴力団員らを関生支部の事務所に差し向けた旨認めて謝罪するよう要求し、M氏らにその対応を余儀なくさせてその業務を妨害するとともに、M氏を脅迫して義務のないことを行わせようとしたがM氏がこれに応じなかつたため未遂に終わったとして起訴した。

(K組合員はその後、組合を脱退し、先に起訴事実を認めて有罪判決を受けていた)

2 地裁有罪→高裁逆転無罪→無罪確定

大阪高裁第1刑事部（裁判長和田真裁判官、松田道別裁判官、肥田薰裁判官）は、3名に対する威力業務妨害、強要未遂被告事件について、和歌山地裁刑事部（裁判長松井修裁判官、小坂茂之裁判官、石橋直幸裁判官）が言い渡した原判決（有罪判決）について、

原判決を破棄する。
被告人らはいずれも無罪。

として、3名全員に無罪判決を言い渡した。

検察は上告を断念し、3名の無罪が確定した！！！

(本件収録時は最高裁で闘う気満々でしたが…)

3 大阪高裁の判断内容

(1) 構成要件該当性

原判決は、本件の発端となつた元暴力団員らによる関生支部の調査は、公道上からの人や車の確認等にとどまるもので、組合員に与える脅威は大きくないし、M氏が関与している確たる証拠もないのに、被告人らがその旨を決めつけて各行為に及んだことを前提にして、あたかも、被告人らが、M氏の下へと押しかけ、一方的に言動に及び、謝罪を求めるとともに、広域協の業

務を妨げたとして、強要未遂及び威力業務妨害の構成要件該当性を肯定した。

大阪高裁判決は、原判決が、⑦元暴力団員らによる関生支部の調査の不当性を明らかに過小評価するとともに、被告人らがM氏の関与を確信するのも無理からぬ状況なのに、信用性に疑問がある元組合員K氏の共犯者証言に依拠して本件の発端となった事実関係の認定を誤っている点、①被告人らが事務所を訪れるることは、M氏も事前に了解しており、M氏も紛糾を覚悟して面談に臨んでいたと考えられ、関係者の言動を評価する際にはこの点も踏まえた慎重さが求められるところ、原判決が被告人らがいきり立つて了一部の発言等をその原因から切り離して取り上げ、各構成要件該当性を認めた点につき、「事実経過の一部だけを恣意的に取り上げた偏ったもの」「本件に至った経緯等を正しく評価せず、またM氏が被告人らとの面談を受け入れていたという事実を不当に軽視するもの」「一部の発言だけを取り上げて、事実経過を全体的かつ公平に評価せずに認定した」と強く批判し、著しく不合理で、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があると判示した。

【M氏の証言の信用性を否定】

「そもそも、本件の発端は、広域協のT氏の指示を受けた元暴力団員らが関生支部事務所に調査に赴いたことにあり、被告人らがM氏の関与を疑い事実確認と謝罪を求めることが許されないものではない」

「元暴力団員らの関生支部の調査が、M氏の意向を受けていたことは明らか」「(これを否定する) M氏の証言は到底信用できるものではない」

【元組合員K氏の証言の信用性も否定】

「K氏は、本件で起訴される前に、関生支部を脱退して大阪広域生コンクリート協同組合に加入するなど、被告人らとは対立する立場にあった」、K氏の証言は「不自然な内容である」として証言の信用性を否定

【M氏に対する脅迫を否定】

「確かに、被告人らの口調が、K氏を中心に、大声であったり、舌を巻い

た粗暴な口調で怒号したりする発言があった」 「しかし、一番激しい広域協事務所に入る前の被告人らの言動は、短時間のことである上、M氏に対してではなく、T氏に対するもので、M氏に謝罪を求めているものでもない。以前にT氏が被告人武谷を脅した経緯があることも踏まえると、やむを得ない面がないとはいえない、その後、被告人武谷とがM氏と話すことになってその場が落ち着き、M氏も了解して被告人武谷らを事務所に招き入れていることから、この場面の言動を殊更重視することはできない。」

「その後も、主としてK氏が怒号するなどした発言があるが、被告人らは、M氏が元暴力団員らに關生支部事務所の調査等を指示したとの疑いを抱き事実確認と謝罪を求めていたもので、その疑い自体は誤ったものとはいえない。」「被告人らにおいて、そのような疑いを抱き、M氏の返答等から疑いを強めたことが自然で領ける状況であった」「M氏の返答等から被告人らの発言がある程度追及的になることはやむを得ないところである」「K氏が怒号するなどしたのは、…もっぱら、M氏の発言に触発されたものや、M氏と大声で口論している際の発言である」「主に追及していたK氏は關生支部の組合員であるのに対し、M氏は広域協の実質的運営者で、被告人らの追及に対して、反論等しており、被告人らがM氏を一方的に追及しているような状況ではなかった」

「被告人らは、終始謝罪を求めているのではなく、M氏の説明の不合理さを追及したり、元暴力団員らを呼ぶよう説得したり、元暴力団員らとの会合の機会を別に設けることを提案することなどにも、それなりに時間を要している」「本件が長時間に及んだことにはM氏側の要因もある」

【業務妨害を否定】

原判決は、「M氏に対応を余儀なくさせた上、怒鳴り声等により、事務所内での業務を困難にさせた」としたが、大阪高裁判決は、M氏は武谷らが面談を求める趣旨を分かった上でこれに応じたものと認められるとして「簡単

に終わらないこともあらかじめ覚悟していた」「被告人らにおいても、自らの面談の状況を録音録画し、後日に問題とされないよう一定の配慮をしていた様子もうかがえる」「被告人らとの面談により広域協事務所の業務に一定の支障が生じることは、実質的運営者であるM氏において了承していたとみられる」とした

【街宣活動について】

「M氏の名譽を毀損する街宣活動は行き過ぎであることは否定できず、…手段の相当性が問題になる余地があると思われるため、正当行為性に関する論旨についても検討することにする」として以下の判断へ。

(2) 正当行為による違法性阻却 画期的判断！！！

原判決は、広域協による関生支部の調査について、関生支部が、広域協の実質的運営者であるM氏に事実確認や再発防止を求める交渉を行うという目的自体は正当ではあるが、関生支部の組合員の中にM氏や広域協に雇用されている者がいないとして、その目的を達成する手段として許容される行為には相応の限界があるとした。

これに対し、大阪高裁は、原判決の判断を「労働組合の団結権保障の趣旨や、関生支部が産業別労働組合であることを正解しない不合理な認定判断」と強く批判し、以下のように判断した。

「産業別労働組合である関生支部は、業界企業の経営者・使用者あるいはその団体と、労働関係上の当事者に当たるというべきだから、憲法28条の団結権等の保障を受け、これを守るために正当な行為は、違法性が阻却されると解すべきである（労組法1条2項）」

「本件の発端は、生コン事業者（使用者）の協同組合である広域協の意を受けた元暴力団員らが、関生支部事務所の調査を行い、ビデオカメラで撮影し、『在籍確認や』『武谷おるか』などと組合員らを監視したり、圧力をかけた

りする行為に及んだことにある。このような行為が、関生支部の団結権を大きく脅かすものであることは明らかで、関生支部幹部等が、その首謀者と目する広域協の実質的運営者であるM氏の下へと抗議等に赴くことは、それが暴力の行使を伴うなど不当な行為に及ぶものでない限り、労働組合が団結権を守ることを目的とした正当な行為として、労組法1条2項の適用又は類推適用を受けるというべきである」

「関生支部と広域協との一連のやり取りを全体的に見た場合、被告人らの行為が社会的相当性を明らかに逸脱するとまではいい難く、正当行為として違法性が阻却される」

(3) 結論

被告人らの行為は、正当行為として罪とならないから、被告人らに対し無罪の言渡しをする。

4 さいごに

大阪高裁第1刑事部の3名の裁判官は、弁護人の主張に真摯に向き合い、証言の信用性等を丹念に検討して事実を認定し、また、産業別労働組合の特徴を踏まえた憲法28条についての初判断を示した。

独立した司法の役割を見事に果たしてくださった3名の裁判官に改めて敬意を表したい。

今後は、この判断を広く、深く、浸透させていく取組みが求められる。

以 上

3・2大津地裁判決報告

2303 弁護士永嶋靖久

1 大津地裁に起訴された事件の構造

- ・コンプライアンス・湖東協事件（フジタ事件）の構造 p 11～12 別図参照
- ・コンプライアンス・大津協事件（セキスイハイム・日建・東横イン事件）の構造 p 13～14 別図参照
- ・ タイヨー生コン事件の構造 p 15～17 別図参照

2 3月2日判決

- ・**主文** 湯川さん 懲役4年 他の組合員・元組合員 懲役3～1年（執行猶予5～3年）
- ・**有罪の理由** 3/14現在、判決謄本が弁護人にこない（裁判所がまだ判決を作成していない）
以下、記者用に配付された判決要旨（全20頁、言渡しは2時間半くらい？）と
当日の裁判長読み上げの弁護人メモに基づいて報告

3 判決要旨が認定した前提事実

「1 関生支部について

関生支部は、関西地区のセメント・生コン産業及び運輸一般産業に関連する労働者で組織される産業別・職業別労働組合であり、その組合員は、主に生コン輸送業者の労働者である。

2 関生支部におけるアウト対策について

- (1) 生コン業界においては、同業者間の過当競争を正常化して企業の経営基盤を安定させ、品質の向上と安定供給の確保を図る必要から、協同組合（以下「協組」ともいう。）を設立して、共同販売事業を実施するなどされていたが、協組に加入していない、「アウト業者」などと呼ばれる生コン製造販売業者が生コンを安値で販売することなどが、協組の共同販売事業実施の妨げとなっていました。生コン価格の下落の一因となっていたことなどから、協組及び関生支部にとって、「アウト対策」は重要な課題であった。

- (2) 関生支部は、生コンが納入される建設工事現場において、諸法令や品質管理基準等の遵守事項を監視し、その是正を求める「コンプライアンス啓蒙活動」と呼ばれる活動（以下「コンプラ活動」という。）や、ビラの配布などの広報宣伝活動を行ってきたところ、協組と提携関係を締結し、そのアウト対策に協力する一環として、特定のアウト業者をターゲット企業として選定し、関生支部組合員らが、ターゲットとしたアウト業者の生コンを使用する工事現場に赴き、同現場における不備を繰り返し指摘するなどの活動を行っていた。

なお、関生支部においては、協組に加入していない業者の生コンを使用する工事現場にもコンプラ活動に行くなどしており、このようなコンプラ活動は、「ダミー」と呼ばれていた。」

←→検察官の論告「関生支部はコンプラ活動を開始する以前から、生コン業者らを畏怖させ資金を獲得していた。アウト対策（アウト業者から生コン供給契約を奪取したり、アウト

業者に嫌がらせを行うことで同生コン協同組合への加入を強要することなど)により得られる「業務委託費」をその主要な資金源」

4 判決要旨はコンプライアンス活動の正当性についてどう書いているか

・フジタ事件について

「本件コンプラ活動等の実施規模や頻度、態様等に加え、関生支部組合員らのフジタ関係者等に対する発言がいずれも不穏なもので、関生支部側の要求に応じなければ更なる攻撃の拡大を示唆するものであったことなどからすると、関生支部組合員らによる一連の行為は、フジタに対し、生コンの仕入れ先を変更させることを目的として執拗かつ継続的に圧力を加えたものというべきであり、恐喝の実行行為にも該当する。そして、この認定判断は、たとえ個々のコンプラ活動が平穏に行われたり、その中の指摘の一部にそれ自体としては正当なものが含まれていたりしたとしても、左右されるものではない。したがって被告人らの行為を正当な行為とみることはできない。」

・労働組合活動に対する刑事免責とはどういうことか

犯罪=構成要件に該当する、違法、有責の行為

構成要件=例「人を殺した」者は、死刑又は無期若しくは・・・」

刑法35条：構成要件に該当しても、正当な(=違法性がない)行為は犯罪ではない(例、刑務官が死刑を執行等)

労組法1条2項：労働組合の正当な活動には刑法35条の適用がある。

=労働組合の活動では、強要・恐喝・威力業務妨害・住居侵入・公務執行妨害などの構成要件に該当する行為が行われる。正当性がある行為であれば、構成要件に該当しても刑事免責される。

・弁護人はどう主張したか

(主体) 関生支部は産業別労働組合であり、(目的)労働者・住民の生命・身体の安全や環境保全等を目的とする関係諸法令の遵守を求めるとともに、競争の正常化の実現(アウト対策)を目的として、法令違反が疑われる客観的状態がある場合に、違反が疑われる法令の性質に応じて、短時間、少人数、平穏に行われたものであって正当である。

T生コン内部資料「連帯が指摘していることで間違っていることはほとんどありません。」
日本建設所長証言「現場で法令違反がありますよという指摘を受けること自体は嫌がらせとは思っていない」

・判決要旨の論理

「恐喝の実行行為に該当する。したがって正当な行為ではない」

←正当行為にあたらない理由の説明がない。判断が欠落している。

・セキスイ・日建・東横事件について

判決要旨「これらの事件においても、各公訴事実記載の日時場所において、コンプラ活動を実施したり、ビラを配布したりしたこと自体については概ね争いがなく、①これらの活動が威力業務妨害の実行行為に該当するか、②各被告人の故意及び共謀の有無等が争われている。」

←正当行為かどうか、が争点に挙がっていない

(弁護人メモ。「違法性阻却事由の有無はフジタ事件と同様」←裁判所の認定に基づいても、

規模・頻度・態様や、不穏当な発言の有無などの事実が違うから、同様ではない。)

5 タイヨー事件

p 17 別図

大阪地裁佐藤判決	大津地裁畠山判決
Aは畏怖していたか	
コンプラはAが畏怖するほどのものではなかった。1000万円を関生支部に自発的に寄付する理由はないからといって、Aが畏怖していたとまでは言えない。	現場の人間が畏怖してたかどうか（畏怖していないこと）は、Aが畏怖していたかどうかと関係ない。Aは畏怖したと説明していないけれど、コンプラはAを畏怖させるものだった。
武または湯川が金銭の要求をしたか	
客観的にみて、本件コンプラ活動自体が金銭交付を要求する行為であったとは評価できない。また、本件面会以前に武又は湯川がAに対して金銭交付を要求した事実も認められない。さらに、本件面会時における武及び湯川の行為自体も、Aを威迫し金銭の交付を要求する行為であったとは認められない。	1000万円の支払い要求が関生支部と無関係にされたと解することは困難
湯川に故意・共謀があったか	
	「故意・共謀があれば金銭交付時に退席させられるはずがない」という弁護人の主張に一言も触れていない。

6 公訴権濫用

- ・弁護人：団結権侵害を企図した違憲・違法の起訴 ← 「団体権」と言い間違い
- ・判決要旨：起訴に至る操作の過程に公訴提起の効力に影響を及ぼすような職務違反はない

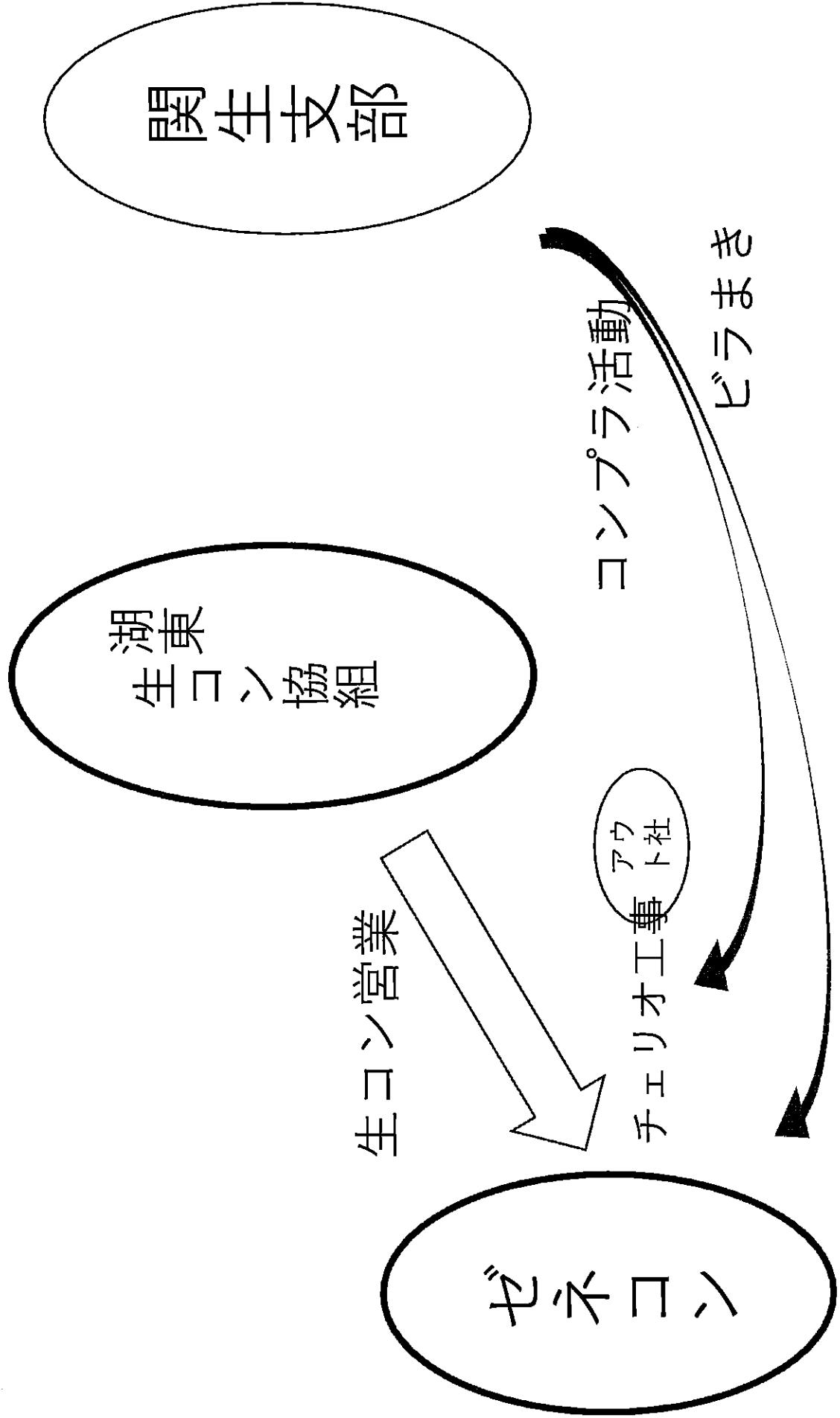
7 判決以前のいくつかの問題点

- ・警察が請求するままに逮捕令状・捜索令状を発布している
- ・留置場から抗議集会への組合員の同じアピール文が大阪地裁で許可、大津地裁で不許可
- ・湯川さんにつき、保釈条件を間違えて（接触禁止にすべき相手方を間違えて）保釈許可
- ・争わなかったため判決が先行した被告人間の判決コピペミス

湖東協事件の構造

フジタ事件

2017年

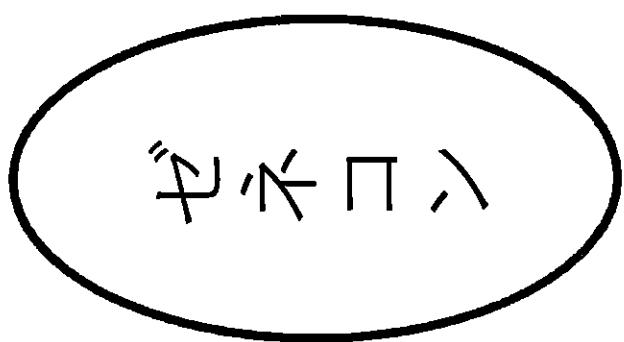
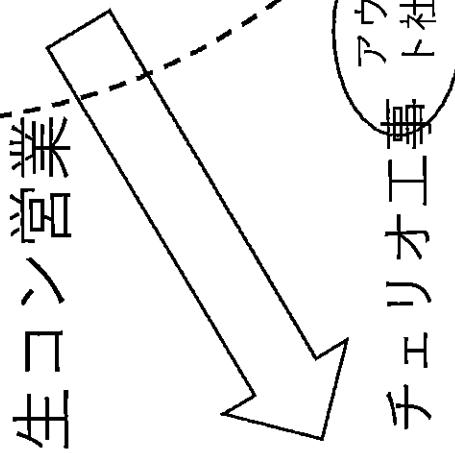
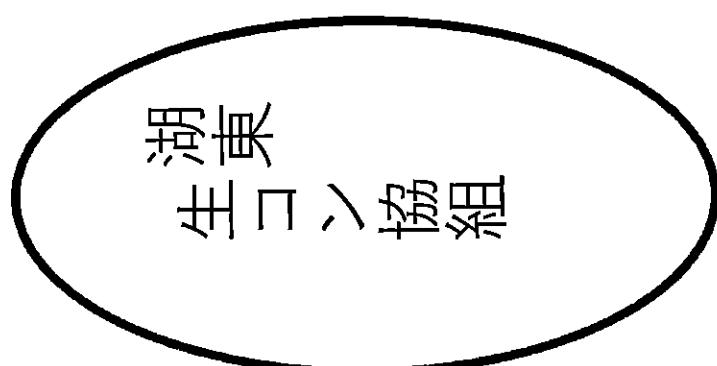


湖東協議会事件の構造

フジタ事件

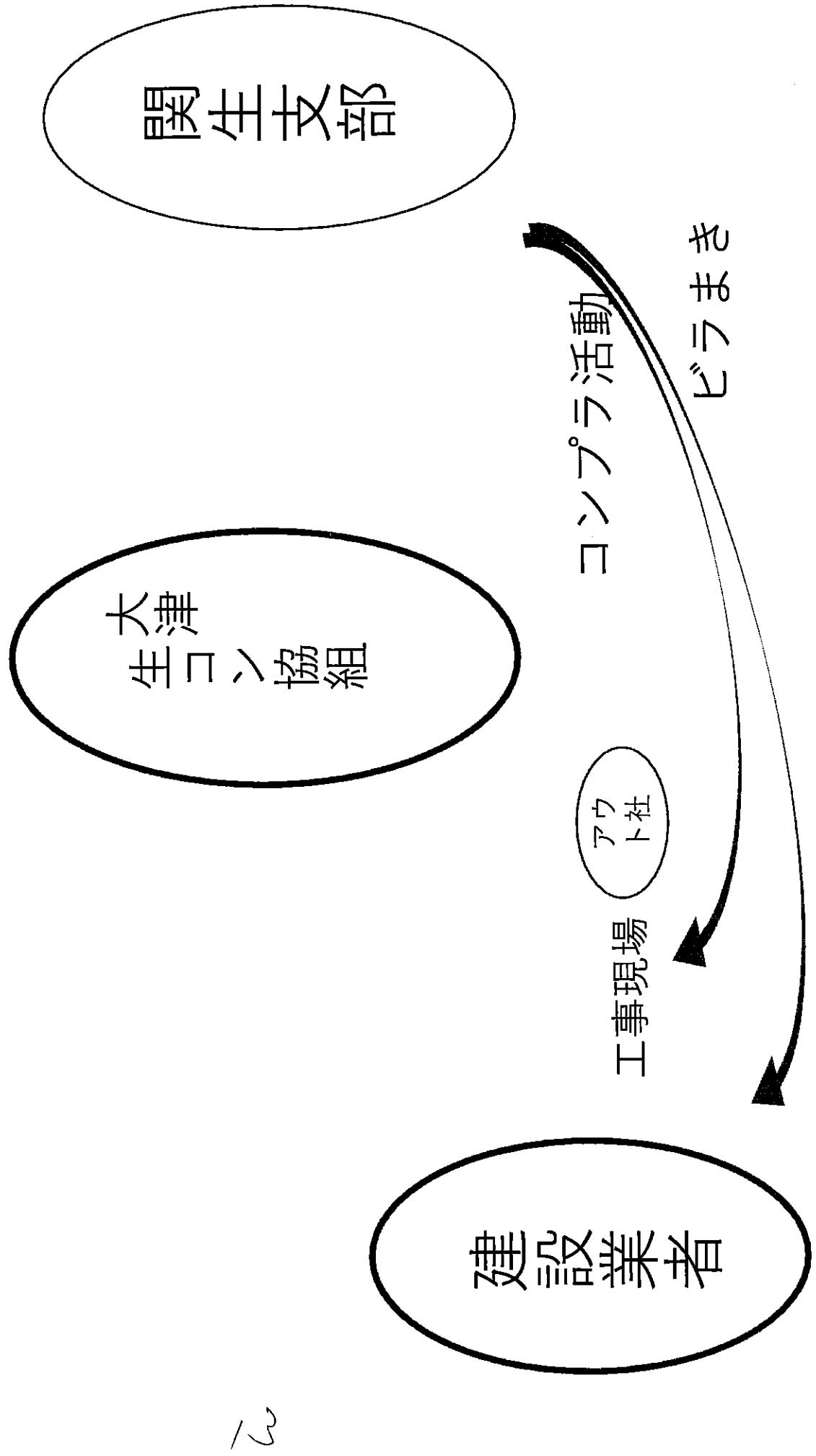
恐喝未遂

2018年 事件化



大津協事件の構造
セキスイハイム事件
日本建設事件
東横イン事件

2017年

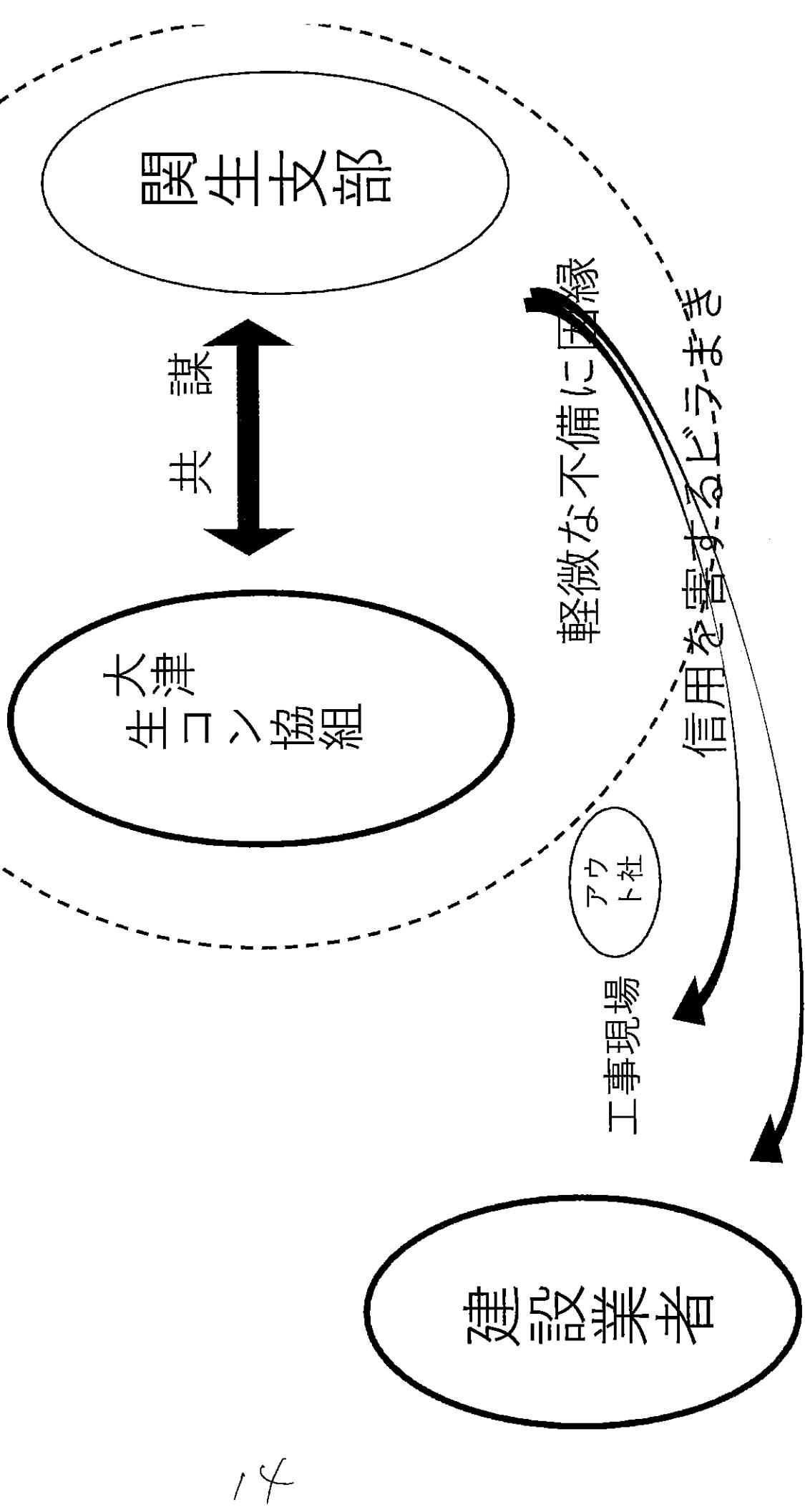


大津協事件の構造

セキスイハイム事件
日本建設事件
東横イン事件

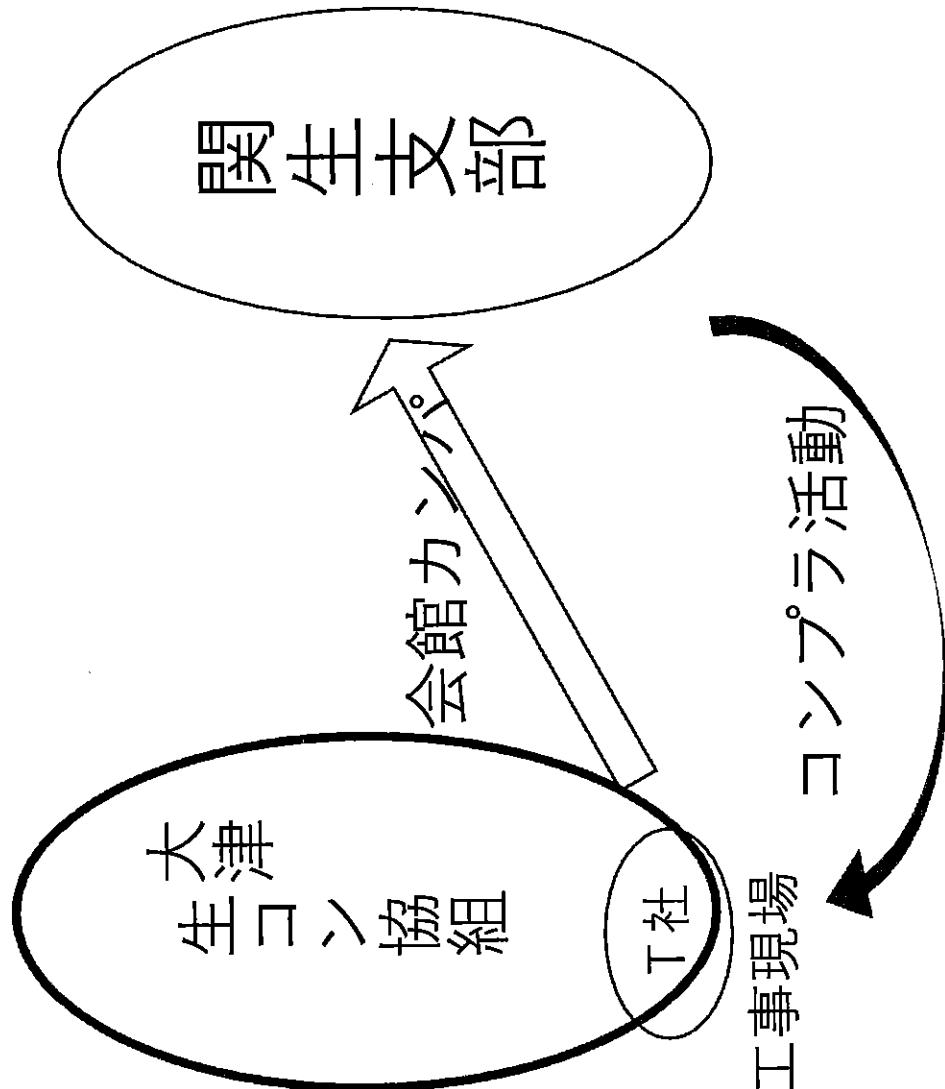
職業業務妨害
労働力事件

2018年 事件化



タイヨー生コン事件の構造

2015年



タイヨー生コン事件の構造

2019年 事件化

恐喝

